

株 主 各 位

札幌市中央区大通西三丁目7番地
株式会社 北 洋 銀 行
取締役頭取 石 井 純 二

第159期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当行第159期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいますようお願いいたします。

【書面（議決権行使書）により議決権を行使される場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成27年6月24日（水曜日）午後5時までに当行に到着するようご返送ください。

【インターネット等により議決権を行使される場合】

インターネット等により所定の議決権行使ウェブサイトにてパソコンでアクセスしていただき、画面の案内に従って、平成27年6月24日（水曜日）午後5時までに、議案に対する賛否をご入力ください。詳細につきましては、本招集ご通知の63頁の「電子投票（インターネット等による議決権行使）」をご参照ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 札幌市中央区北1条西6丁目3番1号
ホテル札幌ガーデンパレス 2階 「鳳凰」

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第159期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで） 事業報告の内容および計算書類の内容報告の件
 2. 第159期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで） 連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の配当の件
第2号議案 取締役14名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の上限額および具体的な内容決定の件
第5号議案 定款一部変更の件

4. 議決権の行使等についてのご案内

- (1) 次の事項につきましては、法令および当行定款第16条の規定に基づきインターネット上の当行ウェブサイト (<http://www.hokuyobank.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
 - ① 計算書類の個別注記表
 - ② 連結計算書類の連結注記表なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した計算書類および連結計算書類には、本招集ご通知添付書類に記載のもののほか、この「個別注記表」および「連結注記表」も含まれております。
- (2) 事業報告、計算書類、連結計算書類ならびに株主総会参考書類の記載事項について修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト (<http://www.hokuyobank.co.jp>) に修正後の内容を掲載いたします。
- (3) 書面と電子投票を重複してご行使された場合は、電子投票を有効とします。複数回電子投票された場合は、最後のご行使を有効とします。
- (4) 議決権の不統一行使を行う株主さまは、株主総会の日の3日前までに、書面をもってその旨および理由をご通知ください。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。なお、代理人は本総会において議決権を有する他の株主さま1名に限らせていただきます。
- ◎当日の受付開始は午前9時を予定しております。

添付書類

第159期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告

1 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

<主要な事業内容>

当行は、本店ほか支店、出張所において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、有価証券業務、信託業務、クレジットカード業務等を営んでおり、地域経済の活性化に貢献すべく、多様な金融商品・サービスを提供しております。

<金融経済環境>

当事業年度におけるわが国経済は、基調としては緩やかな回復が続きました。すなわち消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動減や夏場の天候不順などもあって、景気回復は力強さに欠けるものとなりましたが、年度後半には輸出の持ち直しなどから、GDP成長率はプラスに転じました。

金融面では、日本銀行が10月に「量的・質的金融緩和」の拡大を決定しました。無担保コールレートは概ね0.06～0.08%で推移し、10年国債新発債利回りは年度当初の0.6%台から年度末には0.4%に低下しました。また年度当初103円台だった対ドル円相場は、日米の金融政策の違いもあって、年度末には120円台まで下落しました。

北海道経済につきましては、秋口までは減速感が広がったものの、冬場以降、持ち直しの動きがみられました。駆け込み需要の反動は、飲食料品では収束に向かったものの、耐久消費財や住宅着工においてはその影響が長引きました。設備投資は緩やかに増加しました。公共投資は年央以降、前年を下回って推移しました。好調が続く観光関連は、外国人観光客の増加の勢いが一層強まりました。

<事業の経過及び成果>

このような経済環境の中、当行は、地域金融機関として北海道経済を支えていくことを責務と考え、円滑な資金供給はもとより、高度かつ多様なコンサルティング機能の発揮に努め、地域経済の持続的成長に向けた様々な営業施策に取り組んでまいりました。その結果、次のような営業成績となりました。

① 主要勘定残高

平成27年3月末の総資産は8兆1,375億円と前年比2,749億円増加（3.4%）いたしました。貸出金は5兆5,536億円と前年比682億円減少（△1.2%）、有価証券は1兆7,863億円と前年比2,241億円増加（14.3%）、預金・譲渡性預金は7兆5,929億円と前年比2,432億円増加（3.3%）いたしました。

純資産は3,540億円と前年比389億円増加（12.3%）いたしました。

主要勘定残高（単体）

（単位：億円）

	平成26年3月末	平成27年3月末	増 減
総 資 産	78,626	81,375	2,749
貸 出 金	56,219	55,536	△682
有 価 証 券	15,621	17,863	2,241
預 金 ・ 譲 渡 性 預 金	73,496	75,929	2,432
純 資 産	3,150	3,540	389

② 損益の状況

当事業年度の決算につきましては、経常収益は1,146億円と前年比841億円減少いたしました。そのうち、役員取引等収益は、お客さまの資産運用相談を強化した結果、預かり資産販売に伴う手数料収入が増加したことから、前年比11億円増加いたしました。一方、前事業年度は、リスク削減の一環として、保有している有価証券のうち価格変動リスクの高い有価証券の一部を、順次売却、解約したことにより、多額の資金運用収益および有価証券等売却益を計上いたしました（これを原資の一部として、前事業年度中に公的資金を完済いたしております。）、当事業年度は、投資信託等の解約益、国債等債券売却益等があわせて812億円減少したことを主要因として、資金運用収益と有価証券等売却益があわせて850億円減少し、経常収益全体としても、前年比で減少となりました。

経常費用は、国債等債券売却損の減少、および景況の改善や企業再生への取組み等による貸倒引当金繰入額の減少等により、896億円と前年比141億円減少いたしました。

以上の結果、経常利益は250億円と前年比699億円減少し、当期純利益は148億円と前年比709億円減少いたしました。これは、上記のとおり、前事業年度は、リスク削減の一環として、保有している有価証券のうち価格変動リスクの高い有価証券の一部を、順次売却、解約したことにより、多額の資金運用収益および有価証券等売却益を計上したという特殊要因があったことによるものです。

損益の状況 (単体)

(単位：億円)

	平成25年度	平成26年度	増 減
経常収益	1,988	1,146	△841
うち 資金運用収益	1,369	812	△557
うち 役務取引等収益	262	273	11
うち 有価証券等売却益(注1)	316	22	△293
経常費用	1,037	896	△141
うち 資金調達費用	51	41	△9
うち 営業経費	752	740	△11
うち 有価証券等売却損・償却(注2)	15	2	△12
うち 貸倒引当金繰入額	64	1	△63
経常利益	950	250	△699
法人税等調整額	63	82	18
当期純利益	858	148	△709

(注) 1. 株式等売却益＋債券売却益・償還益＋金銭の信託運用益

2. 株式等売却損・償却＋債券売却損・償還損・償却＋金銭の信託運用損

③ 自己資本比率、ROE

平成27年3月末の自己資本比率（国内基準）は、リスクアセットが減少したことなどにより、10.09%と前年比0.09ポイント上昇いたしました。

ROE（当期純利益ベース）は、前事業年度と比較して当期純利益が709億円減少したことを主な要因として4.44%と前年比19.83ポイント低下いたしました。なお、当期純利益の減少は、前項に記載のとおり、前事業年度に特殊要因があったことによるものです。

自己資本比率、ROEの推移 (単体)

(単位：%)

	平成26年3月末	平成27年3月末	増 減
自己資本比率(国内基準)	10.00	10.09	0.09
ROE(当期純利益ベース)	24.27	4.44	△19.83

$$\text{ROE (当期純利益ベース)} = \frac{\text{当期純利益}}{(\text{前期末純資産} + \text{当期末純資産}) \div 2} \times 100$$

④ リスク管理債権

平成27年3月末のリスク管理債権は、直接償却や債権売却などの最終処理の進展やリスク管理債権区分の上方遷移などにより1,265億円と前年比250億円減少いたしました。

また、リスク管理債権比率（リスク管理債権が貸出金に占める割合）は、2.27%と前年比0.42ポイント改善いたしました。

リスク管理債権残高の推移（単体） （単位：億円、%）

	平成26年3月末	平成27年3月末	増減
破綻先債権	207	132	△74
延滞債権	1,040	927	△112
3ヵ月以上延滞債権	4	1	△3
貸出条件緩和債権	262	202	△59
リスク管理債権合計	1,515	1,265	△250
（貸出金に占める割合）	(2.69)	(2.27)	(△0.42)

⑤ 有価証券の評価損益

平成27年3月末の有価証券の評価損益は、936億円の評価益と前年比340億円増加いたしました。内訳としましては、株式の評価益が677億円と前年比283億円増加、債券の評価益が222億円と前年比32億円増加、その他の評価益は36億円と前年比23億円増加いたしました。

有価証券の評価損益（単体） （単位：億円）

	平成26年3月末	平成27年3月末	増減
その他有価証券	596	936	340
株式	394	677	283
債券	189	222	32
その他	12	36	23

日経平均株価（円）	14,827.83	19,206.99	4,379.16
長期国債利回（%）	0.640	0.400	△0.240

⑥ 営業施策

当行は、高度・多様化するお客さまのニーズに適切かつ迅速に対応し、一層の収益機会の拡大を図るべく、積極的な営業展開を行っております。

地域経済活性化への取組みといたしましては、地方創生の理念に基づき、北海道の特徴を活かしつつ自律的で持続的な社会を実現できるよう、平成27年2月に「地方創生推進室」を設立し、営業店と一体となって地域活性化に向けたサポートを開始しております。また、北海道の強みを活かした「食と観光」への支援に加え、債権流動化（企業が保有する債権を金融機関が買取り、早期に資金化する仕組み）による、担保・保証に過度に依存しない資金提供等を通じ、「地域密着型金融」を積極的に推進いたしました。「食と観光」への支援については、平成27年度の北海道新幹線の開業を見据え、青函地域の活性化を目的に、北海道、青森県、青森銀行などと連携して「青函個別相談会」「商品ブラッシュアップ個別相談会」を開催したほか、課題解決のための新たなファイナンス手法を提供することを目的に、官民連携ファンドである「青函活性化ファンド」を設立し、既に1件の出資を行うなど、北海道と青森県の両地域がともに発展していくための取組みを強化しております。あわせて消費者と生産者を結びつける取組みとして「大通BISSEマルシェ2014」を開催したほか、食の商談会である「インフォメーションバザール in Tokyo 2014」、「インフォメーションバザール in Kansai」を開催するなど、道産品のブランド力向上とマーケットの拡大を後押ししております。債権流動化については、道内の7信用金庫・1信用組合と債権流動化に関する業務提携契約を締結いたしました。当行が道内外で蓄積してきたノウハウを、提携先の信用金庫、信用組合が活用することで、債権流動化による資金調達手段の多様化をより多くのお客さまに提供しております。

個人のお客さま向けの取組みといたしましては、平成26年6月に相続ニーズの専門部署である資産管理コンサルティング課を新たに設置し、財産・資産承継プランニングや遺言信託の取次ぎ業務を全店に拡大するなど、様々なサービスの企画・開発を行っております。また、同年4月以降、カードローン「スーパーアルカ」、マイカーローン、教育ローンなど、個人向けローン商品をリニューアルいたしました。あわせて、道内の金融機関では初めて、日常のけがや病気で連続180日を超えて働けなくなった場合、住宅ローンの残高がゼロとなる住宅ローン団体信用生命保険「ほくよう住実（じゅうじつ）団信」の取扱いを始めております。平成27年3月には、国内外のJCB加盟店やインターネット上のオンラインショップでご利用いただくことができるJCBブランドのデビットカード「北洋-JCBデビット」の取扱いを道内の金融機関で初めて開始するなど、お客さまのライフステージごとのニーズにお応えすべく、商品性および利便性の向上に努めております。

法人のお客さま向けの取組みといたしましては、平成26年6月に日本政策金融公庫と創業・起業分野での「業務連携・協力に関する覚書」を締結し、創業・起業者の資金ニーズへの対応を強化いたしました。加えて、ミュージックセキュリティーズ株式会社と業務提携を行い、少額投資による新たな資金調達の仕組みをお客さまに紹介し、事業の成長を後押しする取組みを強化いたしました。また、円安に伴う急激な原材料費の高騰などにより影響を受けている道内中小企業を支援する「ほくよう地域応援ファンド（円安・原材料等高騰対策支援資金）」の取扱いを平成26年12月より開始し、資金面でのサポートを行っております。このほか、当行が日本政策金融公庫などと設立した「北洋農業応援ファンド」の第一号出資先を決定するなど、農業生産法人に対しての長期資金支援にも取組みました。平成27年2月には、タイのバンコクにおいて、道内食品関連企業を集めた商談会では最大規模の「北海道食品商談会inバンコク」を開催し、道内企業の海外進出をサポートしております。一方、経営・財務状況の再構築を必要としているお客さまに対しては、ファンド運営会社と共同で平成24年9月に創設した「北洋中小企業再生ファンド」、平成26年3月に他の道内金融機関、中小企業基盤整備機構ならびに北海道信用保証協会と協調して設立した「北海道オールスターファンド（再生ファンド）」において、それぞれ1件の出資を行うなど、本部内に設置した専門部署、外部機関とも連携のうえ、営業店と一体となって経営改善を支援しております。

以上のとおり、当行は、当事業年度より開始した中期経営計画「『挑戦』～北海道の新しい価値を創造し、ともに成長するステージへ～」に基づき活動してまいりました。今後も同計画に基づき、さらなる地域の成長および新たな価値の創造を目指してまいります。

⑦ CSR活動

当行グループは、地域社会の一員としてCSR（企業の社会的責任）を重視し、環境や地域社会などのステークホルダー（利害関係者）に配慮した経営を行うことが不可欠と考えております。地域社会の活性化と持続的発展のため、「環境保全」「医療福祉」「教育文化」を重点取組みテーマとして、当行にCSR推進室を設置し、機動的に様々な施策に取り組んでおります。

「環境保全」については、地球温暖化防止の観点から二酸化炭素など温暖化ガス削減に取り組むとともに、環境格付融資やエコファンド（ほくよう成長サポートファンド「飛翔NEO」）、エコボンド（環境配慮型企業向け私募債「北洋エコボンド」）、環境ビジネス支援ファンド等を取扱っております。生物多様性保全を目的とした「ほく一基金（平成22年度設立）」では、官民連携からなる「ほく一基金選定協議会」で選考のうえ、北海道の希少動植物保護に取組む団体等累計19先（平成27年3月時点）に助成を行いました。

「医療福祉」については、地元大学との提携による「市民医療セミナー」の開催、医療関係のラジオ番組への協賛等地域医療の支援、医療インフラの維持・向上に積極的に取り組んでおります。また、当行は、北海道骨髄バンク推進協議会が設立（平成2年10月）された当初より骨髄バンク支援活動を継続しており、事務局運営等への人的支援、骨髄バンク推進活動への資金援助のほか、骨髄ドナー休暇を設けて行員の貢献活動も推奨しております。

「教育文化」については、金融教育ができる教員を育てることを目的として、北海道教育大学との金融教育プロジェクトを実施したほか、児童・生徒の銀行営業店見学も随時受入れております。また、芸術・文化振興などの活動にも取組み、平成24年度より、札幌交響楽団によるクラシックコンサートを実施しております。これまでに札幌・深川・室蘭・帯広において延べ6回開催し、約9,500名のお客さまをご招待いたしました。

当行グループのCSR活動は世界的にも評価され、社会的責任投資（SRI：Social Responsibility Investment）指標として代表的な「FTSE4Good Index」シリーズの構成銘柄にも採用されております。

今後もグループ一体となって、北海道の持続的発展と、より暮らしやすい社会づくりを支援いたします。

⑧ 連結決算の概要

当連結会計年度の連結決算につきましては、当行グループの中核である北洋銀行の損益状況を主因として、以下のとおりとなりました。

連結経常収益は、1,439億円と前年比846億円減少いたしました。連結経常費用は1,165億円と前年比138億円減少いたしました。

この結果、連結経常利益は274億円と前年比707億円減少し、連結当期純利益は157億円と前年比711億円減少いたしました。

また、連結自己資本比率（国内基準）は、10.38%となりました。

＜対処すべき課題＞

当行が事業の基盤とする北海道経済の当事業年度の状況をみますと、消費税増税の反動減から脱しつつあるものの、公共工事の減少傾向などを背景に、依然として景気の先行きに慎重感がみられます。また、中長期的には、人口減少をはじめとする社会・経済構造の変化が本格化していく中で、地方創生における地域金融機関としての役割が一層重要になると考えております。

このような経済環境のもと、当行は、平成26年4月から取組んでおります中期経営計画「『挑戦』～北海道の新しい価値を創造し、ともに成長するステージへ～」に基づき、平成27年度の基本方針（下記8項目）に取組んでまいります。

- ① 「地方創生」への積極的な参画
- ② 職域・オーナー取引や相続業務の推進など、総合取引への取組み強化
- ③ 金融仲介機能の強化、コンシューマーファイナンス（証書ローン・カードローン等の個人向け無担保貸出）の増強による貸出金利回りの向上
- ④ CRM（注）システムの活用、営業体制強化による預かり資産販売の推進
- ⑤ 業務効率化によるローコスト体質の確立
- ⑥ 従業員の活躍の場拡大など、人材の活性化
- ⑦ お客さまの利便性向上による経営基盤の強化
- ⑧ CSR活動の積極展開

これらを着実に実践し、当行の経営理念である「北海道の洋々たる発展の礎となる銀行」として、お客さま・地域とともに持続的成長を実現してまいります。

（注）主に情報システムを用いてお客さまの取引内容やお問合せなどを記録・管理し、お客さまに応じたきめ細かい対応を行うことで長期的かつ良好な関係を築き、お客さま満足度を向上させる取組み。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
預 金	69,937	70,804	72,395	74,866
定期性預金	23,339	22,534	22,094	21,774
その他	46,598	48,270	50,300	53,091
貸 出 金	54,281	56,327	56,219	55,536
個人向け	16,266	16,416	16,611	16,618
中小企業向け	18,517	18,698	18,642	17,345
その他	19,497	21,212	20,965	21,573
商品有価証券	53	55	59	50
有 価 証 券	15,280	15,619	15,621	17,863
国 債	7,752	7,293	6,829	7,000
その他	7,527	8,325	8,792	10,863
総 資 産	76,798	77,903	78,626	81,375
内国為替取扱高	1,169,906	1,228,976	1,211,915	1,228,216
外国為替取扱高	百万ドル 2,790	百万ドル 2,847	百万ドル 2,386	百万ドル 2,326
経 常 利 益	百万円 45,559	百万円 27,758	百万円 95,054	百万円 25,075
当 期 純 利 益	百万円 24,136	百万円 17,993	百万円 85,836	百万円 14,876
1株当たり当期純利益	61円77銭	43円18銭	190円98銭	37円29銭

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当行は、平成24年10月1日に株式会社札幌北洋ホールディングスと合併しております。

(ご参考) 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
連結経常収益	1,432	1,622	2,285	1,439
連結経常利益	471	301	981	274
連結当期純利益	239	193	869	157
連結包括利益	189	601	444	428
連結純資産額	3,206	4,011	3,265	3,680
連結総資産	76,781	78,123	78,875	81,624

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	3,585人	3,697人
平均年齢	41年 8月	41年 6月
平均勤続年数	16年 6月	16年 0月
平均給与月額	387千円	383千円

- (注) 1. 使用人数には、臨時雇員および嘱託を除いた在籍者数を記載しております。
 2. 平均年齢、平均勤続年数および平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 3. 平均給与月額は、3月の平均給与月額であります(時間外手当を含み、賞与は含んでおりません)。

	当年度末		前年度末	
	国内部門	国際部門	国内部門	国際部門
使用人数	3,522人	63人	3,632人	65人

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

	当 年 度 末		前 年 度 末	
	店	うち出張所	店	うち出張所
北 海 道	174	(9)	174	(9)
東 京 都	1	(一)	1	(一)
合 計	175	(9)	175	(9)

(注) 上記のほか、当年度末において駐在員事務所を3カ所（前年度末3カ所）、店舗外現金自動設備を467カ所（前年度末470カ所）設置しております。

ロ 当年度新設営業所

該当ありません。

ハ 銀行代理業者の一覧

該当ありません。

ニ 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当ありません。

(注) 1. 当年度において、次の店舗外現金自動設備を新設いたしました。

麻生支店	サッポロドラッグストア麻生北40条店	(札幌市東区)
北見中央支店	北見赤十字病院	(北見市)
函館中央支店	スーパーアークス大縄店	(函館市)
宮の沢支店	ビッグハウスウエスト	(札幌市西区)
旭川中央支店	イオンモール旭川駅前	(旭川市)

2. 当年度において、次の店舗外現金自動設備を廃止いたしました。

月寒中央支店	イトーヨーカドー福住店	(札幌市豊平区)
札幌市役所支店	札幌市役所本庁舎	(札幌市中央区)
札幌駅南口支店	札幌フコク生命ビル	(札幌市中央区)
帯広中央支店	帯広駅前（長崎屋帯広店）	(帯広市)
美原支店	MEGAドン・キホーテ函館店	(函館市)
平岸中央支店	南平岸	(札幌市豊平区)
苫小牧中央支店	スーパーセンタートライアル苫小牧店	(苫小牧市)
旭川中央支店	JR旭川駅	(旭川市)

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	5,752
---------	-------

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
ソフトウェア	2,282
営業店施設	1,476

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当ありません。

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主 要 業務内容	設 年 月 立 日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
株式会社 札幌北洋リース	札幌市中央区大通西 三丁目11番地	リース業務	平成元年 6月30日	百万円 50	% 100.00	—
株式会社 札幌北洋カード	札幌市中央区大通西 三丁目11番地	クレジット カード業務	昭和58年 4月1日	100	100.00	—
北洋ビジネスサー ビス株式会社	札幌市中央区南八条 西八丁目523番地	銀行事務 代行業務	平成10年 7月3日	60	100.00	—
ノースパシフィッ ク株式会社	札幌市中央区南八条 西八丁目523番地	信用保証業務	昭和63年 6月28日	100	4.16	—

- (注) 1. 当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 連結される子会社および子法人等は上記4社であります。

重要な業務提携の概況

1. 第二地銀協地銀41行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
2. 第二地銀協地銀41行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行64行、信用金庫268金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合135組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連751（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 第二地銀協地銀41行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービスおよび入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、SCS経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
5. 株式会社イーネット、株式会社セブン銀行、株式会社ローソン・エイテム・ネットワークスとの提携により、提携先現金自動設備の利用による、当行のお客さまの現金自動引出し・入金等のサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

当行は、平成26年12月15日開催の取締役会において、監督官庁の認可を前提条件に、平成27年7月1日を効力発生日として、当行の完全子会社である株式会社札幌北洋カードのJCBクレジットカード会員事業を吸収分割（簡易吸収分割）により承継することを決議し、同日吸収分割契約を締結いたしました。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状態

(年度末現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職	その他
横内 龍三	取締役会長（代表取締役） 法務コンプライアンス部担当 CSR総括	北海道旅客鉄道株式会社社外監査役	
石井 純二	取締役頭取（代表取締役） 監査部・秘書室担当		(注)3
柴田 龍	取締役副頭取（代表取締役） 企画・戦略本部長委嘱		
関川 峰希	常務取締役 リアル推進本部長委嘱		
中村 栄作	常務取締役 法人推進本部長委嘱		
荒井 覚	常務取締役 営業店サポート本部長委嘱 法務コンプライアンス部担当 リスク管理部担当		
藤井 文世	常務取締役 融資本部長委嘱 金融円滑化特命担当		
豊岡 孝章	取締役 事務サポート部（同部長委嘱）担当		
近江 秀彦	取締役 本店営業部本店長委嘱		(注)6
東原 幸生	取締役 事業戦略部（同部長委嘱）担当		
長野 実	取締役 旭川中央支店長委嘱		(注)6
安田 光春	取締役 経営企画部（同部長委嘱）担当		

(年度末現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職	その他
馬 杉 榮 一	取締役 (社外役員)		(注)2
山 崎 駿	取締役 (社外役員)		(注)2
嵐 田 昇	常勤監査役 (社外役員)		(注)2
下 村 幸 弘	常勤監査役	北海道電力株式会社社外監査役	(注)4
曾 我 浩 司	常勤監査役		
武 藤 仁 一	監査役 (社外役員)	北海道旅客鉄道株式会社顧問	(注)1, 2, 5
山 田 範 保	監査役 (社外役員)	北海道電力株式会社囑託	(注)2

- (注) 1. 監査役武藤仁一氏は、北海道旅客鉄道株式会社において長年財務担当役員を経験しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
2. 取締役馬杉榮一氏および山崎 駿氏、ならびに監査役嵐田 昇氏、武藤仁一氏および山田範保氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2および札幌証券取引所の企業行動規範に関する規則第5条の2に定める独立役員であります。
3. 取締役頭取石井純二氏は北海道電力株式会社の社外監査役を兼職しておりましたが、平成26年6月26日付で、同社社外監査役を退任しております。
4. 常勤監査役下村幸弘氏は平成26年6月26日付で北海道電力株式会社の社外監査役に就任しております。
5. 監査役武藤仁一氏は北海道旅客鉄道株式会社の常勤監査役を兼職しておりましたが、平成26年6月19日付で同社常勤監査役を退任し、同日付で同社顧問に就任しております。
6. 平成27年4月1日付で取締役の地位・担当を次のとおり変更しております。

氏名	異動前	異動後
近 江 秀 彦	取締役 本店営業部本店長委嘱	常務取締役 法人推進本部副本部長委嘱
長 野 実	取締役 旭川中央支店長委嘱	取締役 本店営業部本店長委嘱

(ご参考) 当行は、執行役員制度を導入しております。

各執行役員の氏名、地位および担当は、次のとおりであります。

(年度末現在)

氏 名	地 位	担 当
小 林 良 輔	常務執行役員	法人推進本部副本部長委嘱 公務金融部(同部長委嘱)担当
迫 田 敏 高	常務執行役員	法人推進本部副本部長委嘱 国際部(同部長委嘱)担当
水 口 千 秋	常務執行役員	法人推進本部副本部長委嘱 法人部(同部長委嘱)担当 中小企業取引推進特命担当
塚 見 孝 成	常務執行役員	法人推進本部副本部長委嘱 地域産業支援部(同部長委嘱)担当
高 桑 裕 次	常務執行役員	帯広中央支店長委嘱
竹 内 巖	常務執行役員	融資第一部経営改善支援室担当
森 田 浩 明	常務執行役員	函館中央支店長委嘱
辰 野 靖	執行役員	リスク管理部(同部長委嘱)担当
藤 池 英 樹	執行役員	東京支店長委嘱
澤 井 育 雄	執行役員	釧路中央支店長委嘱
山 根 正 人	執行役員	小樽中央支店長委嘱
神 野 秀 俊	執行役員	苫小牧中央支店長委嘱
飯 田 祐 司	執行役員	ローン推進部(同部長委嘱)担当
松 下 克 則	執行役員	本店営業部副本店長委嘱
石 黒 茂	執行役員	本店営業部副本店長委嘱
深 瀬 聡	執行役員	人事部(同部長委嘱)担当
伊 藤 博 公	執行役員	融資第一部(同部長委嘱)担当

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報 酬 等
取 締 役	18名	305
監 査 役	6名	61
計	24名	366

- (注) 1. 株主総会で定められた報酬限度額は、1事業年度当たり420百万円（取締役340百万円、監査役80百万円）であります。
2. 当行は、平成22年6月24日をもって決議があったものとみなされる第154期定時株主総会終結の時をもって、取締役および監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役および監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを、上記定時株主総会において決議しております。
- なお、当事業年度において、この退職慰労金を支給した役員はおりません。
3. 各会社役員の報酬等の額の算定方法に係る決定に関する方針
- a. 取締役の報酬について
- ・取締役会で制定した取締役報酬規程において、取締役の報酬は、取締役に相応しい人材の確保・維持ならびに、業績と企業価値の向上への貢献意欲や士気を高めるインセンティブとして有効に機能し、報酬の水準は、役割・責任・業績に報いるに相応しいものとするを基本方針としております。
 - ・また、報酬の客観性・透明性を確保し、グループ全体の報酬水準の調整を図ることを目的に、社外取締役などで構成するグループ報酬委員会を設置し、子会社も含めた個別の支給額等を協議・決定しております。
 - ・具体的な体系、決定方法などは次のとおりです。
- イ 取締役の報酬体系を固定報酬としての「基本報酬」と、業績向上へのインセンティブとしての「賞与」で構成します。
- なお、社外取締役の報酬は、独立性および中立性を担保するため、「基本報酬」のみとします。
- ロ 「基本報酬」は、
- ・役位に応じた業務執行の役割と責任の程度に加えて、子会社の取締役を兼務している場合には、当行と子会社の業務執行の役割・責任の比重等を総合的に勘案して決定します。
 - ・個別の支給額は、取締役報酬規程において定めてある役位に応じた支給上限額を上限として、グループ報酬委員会において決定します。なお、子会社の取締役を兼務し、子会社からも報酬が支給される場合には、当行と子会社からの支給額の合算金額は、当行の取締役報酬規程による支給上限額と、子会社の取締役報酬規程による支給上限額のいずれか高い金額を超えないものとします。
- ハ 「賞与」は、
- ・株主に対する配当を実施した場合に限り支給します。
 - ・株主総会に付議する支給総額は、グループ報酬委員会の決定案に基づき、取締役会において決定します。
 - ・個別の支給額は、あらかじめ定めてある役位に応じた支給割合を限度として、グループ報酬委員会において決定します。
- b. 監査役の報酬について
- ・監査役の報酬は、独立性および中立性を担保するため、固定報酬としての「基本報酬」のみとします。
 - ・個別の支給額は、監査役報酬規程において定めてある支給上限額を上限として、監査役の協議により決定します。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
馬杉 榮一（取締役）	該当ありません
山崎 駿（取締役）	該当ありません
嵐田 昇（監査役）	該当ありません
武藤 仁一（監査役）	北海道旅客鉄道株式会社顧問
山田 範保（監査役）	北海道電力株式会社嘱託

- (注) 1. 北海道電力株式会社は、当行の発行済みの普通株式（自己株式を除く）の5.80%を有する株主であります。
 2. その他の重要な兼職先と当行との間には、開示すべき関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会および監査役会への出席状況	取締役会および監査役会における発言その他の活動状況
馬杉 榮一 （取締役）	2年6月	当期開催の取締役会13回全てに出席しております。	弁護士としての経験・識見を活かした発言を行っております。
山崎 駿 （取締役）	2年6月	当期開催の取締役会13回全てに出席しております。	公認会計士としての経験・識見を活かした発言を行っております。
嵐田 昇 （監査役）	5年9月	当期開催の取締役会13回のうち12回に出席しております。 当期開催の監査役会18回のうち17回に出席しております。	元北海道副知事としての経験・識見を活かした発言を行っております。
武藤 仁一 （監査役）	2年6月	当期開催の取締役会13回全てに出席しております。 当期開催の監査役会18回全てに出席しております。	出身企業において財務担当役員や常勤監査役を務められた経験・識見を活かした発言を行っております。
山田 範保 （監査役）	2年6月	当期開催の取締役会13回全てに出席しております。 当期開催の監査役会18回全てに出席しております。	出身企業において企画担当部長や役員を務められた経験・識見を活かした発言を行っております。

(3) 責任限定契約

氏 名	責 任 限 定 契 約 の 内 容 の 概 要
馬杉 榮一	<ul style="list-style-type: none">・社外取締役として任務を怠ったことにより当行に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がない場合には、次の限度額を限度としてその責任を負う。・当該賠償責任限度額は、「2,000万円または法令の定める額（会社法第425条第1項に定める最低責任限度額）のうちいずれか高い額」とする。
山崎 駿	
武藤 仁一	<ul style="list-style-type: none">・社外監査役として任務を怠ったことにより当行に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がない場合には、次の限度額を限度としてその責任を負う。・当該賠償責任限度額は、「1,000万円または法令の定める額（会社法第425条第1項に定める最低責任限度額）のうちいずれか高い額」とする。
山田 範保	

(4) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	当行からの報酬等	当行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5名	46	—

(5) 社外役員の意見

該当ありません。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	
	普通株式	1,450,000,000株
	第1種優先株式	1,450,000,000株
	計	1,450,000,000株

発行済株式の総数	
普通株式	399,060,179株

(注) 当行の発行可能株式総数は、1,450,000,000株であり、普通株式および第1種優先株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ1,450,000,000株となります。

(2) 当年度末株主数	普通株式	10,927名
-------------	------	---------

(3) 大株主

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本生命保険相互会社	30,954,500株	7.76%
明治安田生命保険相互会社	30,954,000	7.76
北海道電力株式会社	23,147,000	5.80
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 5 0 5 2 2 3	18,226,056	4.56
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口）	17,704,300	4.43
第一生命保険株式会社	13,412,000	3.36
損害保険ジャパン 日本興亜株式会社	13,366,480	3.35
三井生命保険株式会社	11,132,000	2.79
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社（信託口）	9,672,700	2.42
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口9）	9,164,200	2.29

(注) 1. 持株比率は、発行済普通株式の総数から自己株式（182,129株）を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

2. 明治安田生命保険相互会社から平成26年4月22日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書（変更報告書）により、平成26年4月15日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当行として当事業年度末における実質所有株式数の確認ができませんので、株主名簿上の所有株式数を上記大株主の状況に記載しております。

なお、大量保有報告書（変更報告書）の内容は以下のとおりであります。

氏名または名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	31,148,500	7.81

3. MFSインベストメント・マネジメント株式会社およびその共同保有者であるマサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニーから平成26年8月19日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書により、平成26年8月15日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当行として当事業年度末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名または名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
MFSインベストメント・マネジメント株式会社	東京都千代田区霞が関一丁目4番2号	27,000	0.01
マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー	アメリカ合衆国02199、マサチューセッツ州、ボストン、ハンティントンアベニュー111	20,155,358	5.05

4. J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社およびその共同保有者であるジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク・ナショナル・アソシエーションから平成26年10月6日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書（変更報告書）により、平成26年9月30日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当行として当事業年度末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書（変更報告書）の内容は以下のとおりであります。

氏名または名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7番3号	17,570,800	4.40
ジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク・ナショナル・アソシエーション	(本社)アメリカ合衆国オハイオ州コロンバス市ポラリス・パークウエー1111 (東京支店)東京都千代田区丸の内二丁目7番3号	1,072,300	0.27

(4) その他株式に関する重要な事項

該当ありません。

5 当行の新株予約権等に関する事項

- (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等
該当ありません。
- (2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等
該当ありません。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名または名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任あずさ監査法人 指定有限責任社員 山下 和俊 指定有限責任社員 小林 英之	98	当行は、当監査法人に対して、米国外国口座税務コンプライアンス法にかかるアドバザリ業務について対価を支払っております。

- (注) 1. 当行と当監査法人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、「当該事業年度に係る報酬等」には、これらの合計額を記載しております。
2. 当行、子会社および子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は116百万円です。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

取締役会および監査役会における会計監査人の解任または不再任の決定の方針は、以下のとおりであります。

1. 取締役会においては、以下のいずれかに該当する場合、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出する方針としております。
 - ① 会社法第344条第2項第2号または同第3号および同条第3項の定めに基づき、監査役会より会計監査人の解任または不再任を株主総会の議題とする旨の請求があった場合
 - ② 会社法第340条第1項各号に定める場合のほか、会計監査人の監査能力、独立性、品質管理等を総合的に勘案し、会計監査人の解任または不再任が必要と判断され、かつ当該議題を株主総会の目的とすることにつき監査役会の同意が得られた場合
2. 監査役会においては、会計監査人の解任または不再任の決定の方針を以下のとおりとしております。

- ① 会社法第340条第1項各号に定める場合のほか、会計監査人の監査能力、独立性、品質管理等を総合的に勘案し、会計監査人の解任または不再任が必要と判断された場合、取締役会に対し、会計監査人の解任または不再任を株主総会の議題とする旨を請求します。
- ② 取締役会から、会計監査人の解任または不再任が必要である旨の提案があった場合、前項に記載した事情を総合的に勘案し、当該提案に同意するか否かを決定します。
- ③ 会社法第340条第1項各号に定める場合が発生し、かつ、株主総会を開催して会計監査人を解任することが適当でない場合、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告します。

(注) 上記には、当事業年度中における方針を記載しております。なお、「会社法の一部を改正する法律」が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任または不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更するとともに、監査役会における当該方針を改正しております。

改正後の監査役会における会計監査人の解任または不再任の決定の方針は以下のとおりであります。

- ① 監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。

- ② 上記のほか、会計監査人の監査能力、独立性、品質管理等を総合的に勘案し、会計監査人の解任または不再任が必要と判断された場合、監査役会は、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会の議案の内容を決定します。

なお、当行監査役会は、会計監査人の解任または不再任に際しては、できるだけ早期に新たな会計監査人候補に関する情報収集および審議を行うものとし、会社法第340条第1項に基づき会計監査人を解任した場合には解任後最初に招集される株主総会までに、会計監査人の解任または不再任の議案が株主総会に提出される場合には当該株主総会までに、会社法第344条の定めに従い、新たな会計監査人の選任に関する議案の内容を決定いたします。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 該当ありません。

8 業務の適正を確保する体制

当行の業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会で決議した「内部統制基本方針」および「財務報告に係る内部統制の基本方針」の内容の概要は、以下のとおりであります。

「内部統制基本方針」

当行は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり当行の業務の適正を確保するための体制を整備する。

(1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 当行はコンプライアンスを経営の最重要課題の一つと認識し、グループ運営規程および法令等遵守規程にコンプライアンス態勢にかかる規定を制定し、「反社会的勢力に対しては断固として対決するとともに、毅然とした態度で不当な要求を拒絶する」旨を明確に定め、法令等や社内規則等を遵守する組織運営や企業風土の醸成を図っている。また、代表取締役および担当付取締役が繰り返し法令等遵守の精神を役職員に伝えることにより、コンプライアンスを企業活動の大前提とすることを徹底する。
- ② 当行は、取締役会において事業年度毎にグループ会社が優先的に取り組むべき項目をコンプライアンス・プログラムとして定め、コンプライアンス態勢の充実に取り組む。
- ③ コンプライアンス態勢の統括部署として当行内に法務コンプライアンス部を設置し、グループ会社全体のコンプライアンスの統括管理を行う。また、法令等遵守規程に基づき設置するコンプライアンス委員会においてコンプライアンス態勢について協議、充実に努める。
- ④ 監査部はグループ会社の法令等遵守状況を監査する。監査結果は定期的に取り締り委員会および監査役に報告される。
- ⑤ 役職員が法令上疑義のある行為等を発見した場合は、直接、法務コンプライアンス部等の本部部署または外部に設置した弁護士を窓口とする受付機関へ報告することが可能な内部報告制度を利用し、法令等遵守態勢の確保に努める。
- ⑥ 反社会的勢力排除に向けて、コンプライアンス取組項目の一つとして「コンプライアンス・マニュアル」等に「反社会的勢力との取引遮断」を掲げ、グループ一体となって取り組む。また、法務コンプライアンス部がグループ会社全体の統括を行う。
- ⑦ 当行は、グループ経営理念に則り、お客さまの利益・資産の保護および利便性の向上を経営上の最重要課題の一つと認識し、適正な業務運営を行う。

- ⑧ 当行は、情報開示に関する基本的な考え方を「ディスクロージャー・ポリシー」として定め、情報開示に関して適切な体制の確保に努める。また当行は法令等に従い、重要な情報等の開示について適切かつ公正な情報開示を行うため、「グループ適時開示要領」に適時開示情報の報告プロセス・処理について定め、情報開示体制を明示している。また適時開示の状況を検証する開示委員会の運営に関して「開示委員会運営要領」を定める。

(2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する事項

取締役の職務執行にかかる情報の保存および管理に関する責任者を秘書室長とし、その責任者が作成する文書管理規程にしたがい、取締役の職務執行にかかる情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存・管理する。取締役および監査役は文書管理規程により保管されたこれらの文書を常時閲覧できる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当行は統合的リスク管理方針および統合的リスク管理規程にリスク管理体制にかかる規定を制定し、グループ会社全体のリスクを管理するリスク管理委員会の設置により、リスク管理を一元的に統括し、リスク管理体制の強化・充実を図る。
- ② グループ会社が抱える様々なリスクを統合的に管理するため、リスク管理委員会を毎月開催し、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク等の主要なリスク状況を把握するとともに、グループ会社のリスク管理方針や管理体制整備に関する事項について協議する。
- ③ リスク管理体制の統括部署として当行内にリスク管理部を設置し、グループ会社全体のリスクの統括管理を行い、統合的リスク管理規程に基づき設置するリスク管理委員会においてリスク管理体制について協議、充実に努める。
- ④ 監査部はグループ会社のリスク管理状況を監査する。監査結果は定期的に取り締り会および監査役に報告される。
- ⑤ 当行は取締役会・監査役会による経営のモニタリングとして、リスク管理体制を含む内部管理体制を構築する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行の効率化を図るため、以下のとおりの経営体制を構築する。

- ① 取締役会が定める職務権限規程等により、職務・権限・意思決定ルールを策定する。
- ② 取締役のうち、業務執行に関わる取締役を限定し機動的な業務の執行に努める。また、必要に応じて、職員の中から執行役員を選任し、業務の決定および執行の権限を委譲する。

- ③ 取締役会で定めた中期経営計画に基づき業務計画等を策定し、その目標達成状況等を定期的に取締役会に報告する。

(5) 当行ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ全体の内部管理体制は、リスク管理委員会において統括する。
② 子会社の重要な業務の決定等については、グループ運営規程および子会社等管理規程に基づき、当行が管理し報告を受ける体制とする。
③ 当行は、子会社との監査契約に基づき定期的に監査を実施し、適正な業務運営および管理状況等について助言・指導を行う。
④ 反社会的勢力排除に向け、当行は担当取締役を責任者とし、対応統括部署を設置する。また、全役職員に「コンプライアンス・マニュアル」を配布し、その中に反社会的勢力への対応や有事発生時の連絡体制、営業店における対応要領や心構え等を記載する。

統括部署では、営業店で収集された反社会的勢力に関する情報等からデータベースを作成し、情報を共有化している。統括部署は定期的に取締役会等に状況報告を行い、必要な場合は取締役会等の指示を受ける。

また、不当要求があった場合に備え、警察や顧問弁護士等との連携も密にし、即座に対処できる態勢を整備する。

(6) 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役室を設置し、業務を検証できる能力と知識を有する専任スタッフを配置し、監査業務を補助する。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役室に属する使用人に関する異動・人事考課・賞与評定等については、その独立性を確保するため常勤監査役の同意を必要とする。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役は、取締役および使用人が行う監査役への報告事項を別に定め、取締役および使用人へ要請し、取締役および使用人はこれを遵守する。
② 取締役頭取宛の申請稟議およびその他の重要な報告文書等については、別途定める基準に基づき常勤監査役に回章する。当該稟議や報告文書に関して監査役から質問がなされた場合は、取締役または使用人が説明を行う。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制として、以下の体制を構築する。

- ① 代表取締役と監査役は定期的に会合を設け、意見交換を実施する。

- ② 監査役と会計監査人との連携強化を目的とした連絡会を設置し、定期的
に情報交換を実施する。
- ③ 当行の内部監査部門と定期的に連絡会を開催し、情報交換および意見交
換を実施する。

「財務報告に係る内部統制の基本方針」

当行は、会社法に基づき決議した内部統制基本方針を踏まえ、金融商品取引法に定められた財務報告に係る内部統制報告制度に対応するため、当行ならびに札幌北洋グループにおける財務報告に係る内部統制の基本方針を定める。

- (1) 当行ならびに札幌北洋グループは、経営理念の一つとして「企業価値の増大を図り、株主と市場から高い信認を得る」ことを掲げており、有価証券報告書をはじめとする財務報告に関する信頼性の確保は当行の経営上の重要な要点である。

このため、当行は金融商品取引法ならびに関係する法令等の定めに基づいて、財務報告に係る内部統制の構築、整備および評価を行い、内部統制報告書を作成する。

- (2) 財務報告に係る内部統制に関する役割と責任は以下のとおりである。
 - ① 取締役頭取は、取締役会による会社法に定める内部統制基本方針の決定を受けて、組織の内部統制を整備および運用するとともに、財務報告に係る内部統制の整備および運用について適正に評価し報告する責任を負う。
なお、当行において最高財務責任者を設置した場合は、当該最高財務責任者は財務報告に係る内部統制において代表者に準ずる責任を有するものとする。
 - ② 取締役会は、内部統制の整備および運用に係る基本方針を決定する。また、取締役会は、経営者による内部統制の整備および運用に対して監督責任を有する。
 - ③ 札幌北洋グループの全職員は、自らの権限と責任の範囲で、内部統制の整備および運用ならびにその評価に関して一定の役割と責任を有する。なお、全職員には、正規の従業員のほか、組織において一定の役割を担って業務を遂行する短期、臨時雇用の従業員も含む。

(注) 上記には、当事業年度中における方針の内容を記載しております。なお、平成27年4月28日開催の取締役会決議により、さらなる体制の整備や強化を図ることを目的として、平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」および「会社法施行規則等の一部を改正する省令」に則り、「内部統制基本方針」の一部改正を決議しております。

当該決議による改正後の「内部統制基本方針」の内容の概要は、以下のとおりであります。

「内部統制基本方針」

当行は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり当行の業務ならびに当行およびその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制を整備する。

(1) 当行および子会社の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ①～⑤ <一部を企業集団ベースに改めたほかは概ね現行どおり>
- ⑥ 反社会的勢力排除に向けて、コンプライアンス取組項目の一つとして「コンプライアンス・マニュアル」等に「反社会的勢力との取引遮断」を掲げ、グループ一体となって取り組む。当行の担当取締役を責任者として、法務コンプライアンス部がグループ会社全体の統括を行い、営業店で収集された反社会的勢力に関する情報等からデータベースを作成し、情報を共有化する。また、不当要求等に備え、「コンプライアンス・マニュアル」に反社会的勢力への対応要領や心構え、有事発生時の連絡体制等を記載し、警察や顧問弁護士等とも緊密に連携したうえで、即座に対処できる態勢を整備する。法務コンプライアンス部は定期的に取締役会等に状況報告を行い、必要な場合は取締役会等の指示を受ける。
- ⑦～⑧ <一部を企業集団ベースに改めたほかは概ね現行どおり>

(2)～(4) <一部を企業集団ベースに改めたほかは概ね現行どおり>

(5) 子会社の取締役の職務執行にかかる事項の当行への報告に関する体制および子会社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 子会社の重要な業務の決定等については、グループ運営規程および子会社管理要領に当行への報告が必要な事項を定め、経営上の報告体制を明確にする。
- ② 子会社の管理業務は当行の経営企画部が統括し、子会社との協議・調整ならびに子会社からの報告等にかかる必要な対応を行う。
- ③ <現行どおり>
- ④ 当行および子会社の役員が出席するグループ経営会議を定期的に開催し、グループ内の業務推進上の戦略・方針等の連絡・調整を行うとともに、子会社の役員に経営上の重要事項の報告を義務付ける。

(6) 当行の監査役会または監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当行は、監査役室を設置し、業務を検証できる能力と知識を有する専任スタッフを監査役室長として配置するとともに、監査役会または監査役から要請があった場合は、監査役室に所属職員を置く。

(7) 前号の使用人の当行の取締役からの独立性に関する事項および当行の監査役会または監査役の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役室長は、監査役会または監査役の命を受けて監査役業務を補助すること、および監査役室所属職員を指揮監督することを職制に明記する。
- ② 監査役室に属する使用人に関する異動・人事考課・賞与評定・懲戒等については、その独立性を確保するため常勤監査役の同意を必要とする。

(8) 当行の取締役および使用人が当行の監査役に報告をするための体制

- ① 当行の監査役会は、取締役および使用人が行う監査役への報告事項を別に定め、取締役および使用人へ要請し、取締役および使用人はこれを遵守する。
- ② <現行どおり>
- ③ 当行は、グループ会社の役職員等が遵守する内部通報規程において、通報窓口から報告を受けたコンプライアンス委員会事務局が都度監査役へ報告する体制、さらに社外受付機関が必要に応じ直接監査役に報告できる体制を定める。

(9) 子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制

- ① 子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告を要すると判断した場合は、子会社の管理統括部署である経営企画部を介し、または直接、当行の監査役に報告を行う。
- ② 当行の監査役が子会社の業務執行について報告を求めた場合は、子会社の管理統括部署である経営企画部または当該子会社の役員・使用人が速やかに適切な報告を行う。
- ③ 当行の監査役は、グループ経営会議に出席し、子会社の役員から重要な報告を受ける。
- ④ 当行は、グループ会社の役職員等が遵守する内部通報規程において、通報窓口から報告を受けたコンプライアンス委員会事務局が都度監査役へ報告する体制、さらに社外受付通報機関が必要に応じ直接監査役に報告できる体制を定める。

(10) 前2号の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当行は、グループ会社の役職員等が遵守する内部通報規程において、通報者に不利益を与えない適切な態勢を整備し、通報者の保護を徹底するほか、監査役に対して前2号の報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いをしないこととする。

- (11) 当行の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

当行は、監査役の職務の執行について生ずる費用または債務について、会社法388条に基づき監査役が前払等を請求したときは、当該費用または債務の処理について適切に対応するとともに、監査業務に必要な費用の予算措置を十分に講じることにより監査活動の実効性を確保する。

- (12) その他当行の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

< 現行の項番(9)と同文 >

9 会計参与に関する事項

該当ありません。

第159期末（平成27年3月31日現在） 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	621,900	預 金	7,486,653
現 金	97,311	当 座 預 金	348,256
預 け 金	524,588	普 通 預 金	4,568,198
コ ー ル ロ ー ン	1,398	貯 蓄 預 金	210,450
買 入 金 銭 債 権	16,655	通 知 預 金	13,832
商 品 有 価 証 券	5,075	定 期 預 金	2,177,347
商 品 国 債	1,901	定 期 積 金	147
商 品 地 方 債	3,173	そ の 他 の 預 金	168,420
有 価 証 券	1,786,363	譲 渡 性 預 金	106,259
国 債	700,050	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	4,779
地 方 債	266,907	借 用 金	79,261
短 期 社 債	1,999	借 入 金	79,261
社 債	387,709	外 国 為 替	13
株 式	119,244	未 払 外 国 為 替	13
そ の 他 の 証 券	310,451	そ の 他 負 債	38,398
貸 出 金	5,553,686	未 払 法 人 税 等	1,007
割 引 手 形	28,406	未 払 費 用	2,494
手 形 貸 付	284,616	前 受 取 益	3,577
証 書 貸 付	4,594,238	給 付 補 填 備 金	0
当 座 貸 越	646,426	金 融 派 生 商 品	13,924
外 国 為 替	2,671	リ ー ス 債 務	3,583
外 国 他 店 預 け	2,285	そ の 他 の 負 債	13,810
買 入 外 国 為 替	204	賞 与 引 当 金	1,646
取 立 外 国 為 替	182	退 職 給 付 引 当 金	1,211
そ の 他 資 産	51,241	睡 眠 預 金 払 戻 引 当 金	1,672
前 払 費 用	80	ポ イ ン ト 引 当 金	272
未 収 収 益	5,518	繰 延 税 金 負 債	6,653
金 融 派 生 商 品	15,976	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	3,157
そ の 他 の 資 産	29,665	支 払 承 諾	53,515
有 形 固 定 資 産	90,575	負 債 の 部 合 計	7,783,495
建 物	38,702	(純 資 産 の 部)	
土 地	38,457	資 本	121,101
リ ー ス 資 産	3,583	資 本 剰 余 金	50,001
建 設 仮 勘 定	82	資 本 準 備 金	50,001
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	9,748	利 益 剰 余 金	111,545
無 形 固 定 資 産	11,402	利 益 準 備 金	2,229
ソ フ ト ウ ェ ア	10,973	そ の 他 利 益 剰 余 金	109,316
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	429	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	1,018
支 払 承 諾 見 返	53,515	繰 越 利 益 剰 余 金	108,298
貸 倒 引 当 金	△56,961	自 己 株 式	△129
資 産 の 部 合 計	8,137,524	株 主 資 本 合 計	282,518
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	65,495
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△20
		土 地 再 評 価 差 額 金	6,035
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	71,511
		純 資 産 の 部 合 計	354,029
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	8,137,524

第159期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科 目		金 額
経 常	収 入	114,691
資 金	運 用	
貸 出	金 利	81,233
有 価 証 券	利 息	69,706
コ ー ド	ロ ー ン	10,852
預 け	金 利	90
そ の 他	の 受 入	356
役 務	取 得	226
受 入	の 為 替	27,376
そ の 他	の 業 務	8,227
外 国	為 替	19,149
商 品	有 価 証 券	3,228
国 債	等 債 券	151
融 資	の 派 生	5
そ の 他	の 経 常	1
債 権	却 債 等	2,027
株 式	の 他	1,042
そ の 他	の 経 常	0
		2,853
		1
		244
		2,607
経 常	費 用	89,616
資 金	調 達	
預 渡	金 性	4,111
讓 コ ー ド	マ ネ ー	1,699
債 券	借 取 引	265
借 入	金 プ	0
ス の 他	の 支 払	41
役 務	取 得	2,006
支 払	の 為 替	94
そ の 他	の 業 務	4
国 債	等 債 券	9,782
營 業	の 経 常	1,277
そ の 他	の 経 常	8,504
		133
		133
		74,043
		1,544
		130
		296
		22
		59
		1,035
経 常	利 益	25,075
特 別	資 産 処 分	99
特 別	資 産 処 分	356
減 引	前 当 期 純 利	475
税 法	人 税	
法 人	税	1,217
法 人	税	8,249
当 期	純 利	
		24,343
		9,466
		14,876

第159期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	121,101	50,001	—	50,001	1,670	968	95,332	97,971
会計方針の変更による累積的影響額							1,445	1,445
会計方針の変更を反映した当期首残高	121,101	50,001	—	50,001	1,670	968	96,777	99,416
当期変動額								
剰余金の配当					558		△3,350	△2,792
当期純利益							14,876	14,876
自己株式の取得								
自己株式の処分			△0	△0				
利益剰余金から資本剰余金への振替			0	0			△0	△0
固定資産圧縮積立金の積立						49	△49	—
土地再評価差額金の取崩							44	44
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	—	—	558	49	11,520	12,128
当期末残高	121,101	50,001	—	50,001	2,229	1,018	108,298	111,545

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等				純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△129	268,944	40,435	△95	5,752	46,092	315,036
会計方針の変更による累積的影響額		1,445					1,445
会計方針の変更を反映した当期首残高	△129	270,389	40,435	△95	5,752	46,092	316,482
当期変動額							
剰余金の配当		△2,792					△2,792
当期純利益		14,876					14,876
自己株式の取得	△0	△0					△0
自己株式の処分	0	0					0
利益剰余金から資本剰余金への振替		—					—
固定資産圧縮積立金の積立		—					—
土地再評価差額金の取崩		44					44
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			25,060	75	283	25,419	25,419
当期変動額合計	△0	12,128	25,060	75	283	25,419	37,547
当期末残高	△129	282,518	65,495	△20	6,035	71,511	354,029

第159期末 (平成27年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	622,039	預 金	7,480,252
コールローン及び買入手形	1,398	譲渡性預金	92,899
買入金銭債権	16,655	債券貸借取引受入担保金	4,779
商品有価証券	5,075	借 用 金	90,595
有 価 証 券	1,787,027	外 国 為 替	13
貸 出 金	5,505,045	そ の 他 負 債	57,612
外 国 為 替	2,671	賞 与 引 当 金	1,843
リース債権及びリース投資資産	44,721	退職給付に係る負債	681
そ の 他 資 産	84,107	睡眠預金払戻失引当金	1,672
有 形 固 定 資 産	91,534	ポ イ ン ト 引 当 金	320
建 物	38,729	繰 延 税 金 負 債	7,065
土 地	38,457	再評価に係る繰延税金負債	3,157
リ ー ス 資 産	1,938	支 払 承 諾	53,515
建 設 仮 勘 定	82	負 債 の 部 合 計	7,794,409
その他の有形固定資産	12,324	(純資産の部)	
無 形 固 定 資 産	11,707	資 本 金	121,101
ソ フ ト ウ ェ ア	11,270	資 本 剰 余 金	72,328
その他の無形固定資産	436	利 益 剰 余 金	97,305
繰 延 税 金 資 産	218	自 己 株 式	△0
支 払 承 諾 見 返	53,515	株 主 資 本 合 計	290,734
貸 倒 引 当 金	△63,293	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	66,300
資 産 の 部 合 計	8,162,423	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△20
		土 地 再 評 価 差 額 金	6,035
		退職給付に係る調整累計額	490
		その他の包括利益累計額合計	72,806
		少 数 株 主 持 分	4,473
		純 資 産 の 部 合 計	368,014
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	8,162,423

第159期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益		143,933
資金運用収益	80,983	
貸出金利息	69,566	
有価証券利息配当金	10,742	
コールローン利息及び買入手形利息	90	
預け金利息	356	
その他の受入利息	226	
役務取引等収益	29,967	
その他の業務収益	29,868	
その他経常収益	3,114	
償却債権取立益	3	
その他の経常収益	3,111	
経常費用		116,509
資金調達費用	4,169	
預金利息	1,697	
譲渡性預金利息	262	
コールマネー利息及び売渡手形利息	0	
債券貸借取引支払利息	41	
借入金利息	2,069	
その他の支払利息	99	
役務取引等費用	8,725	
その他業務費用	25,138	
営業経費用	75,804	
その他経常費用	2,670	
貸倒引当金繰入額	249	
その他の経常費用	2,420	
経常特別利益		27,424
固定資産処分益	99	99
特別損失		831
固定資産処分損失	356	
減損損失	475	
税金等調整前当期純利益		26,692
法人税、住民税及び事業税	1,885	
法人税等調整額	8,484	
法人税等合計		10,369
少数株主損益調整前当期純利益		16,323
少数株主利益		548
当期純利益		15,774

第159期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	121,101	72,328	82,834	△0	276,263
会計方針の変更による累積的影響額			1,445		1,445
会計方針の変更を反映した当期首残高	121,101	72,328	84,279	△0	277,708
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△2,792		△2,792
当 期 純 利 益			15,774		15,774
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		0		0	0
土地再評価差額金の取崩			44		44
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	0	13,026	△0	13,025
当 期 末 残 高	121,101	72,328	97,305	△0	290,734

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	40,883	△95	5,752	138	46,677	3,607	326,548
会計方針の変更による累積的影響額							1,445
会計方針の変更を反映した当期首残高	40,883	△95	5,752	138	46,677	3,607	327,993
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△2,792
当 期 純 利 益							15,774
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							0
土地再評価差額金の取崩							44
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	25,417	75	283	352	26,129	865	26,995
当 期 変 動 額 合 計	25,417	75	283	352	26,129	865	40,021
当 期 末 残 高	66,300	△20	6,035	490	72,806	4,473	368,014

独立監査人の監査報告書

平成27年5月12日

株式会社北洋銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山下 和 俊 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小林 英 之 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社北洋銀行の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第159期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成27年5月12日

株式会社北洋銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山下 和 俊 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 小林 英 之 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社北洋銀行の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社北洋銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第159期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月14日

株式会社 北洋銀行 監査役会

常勤社外監査役 嵐 田 昇 ㊟

常勤監査役 下 村 幸 弘 ㊟

常勤監査役 曾 我 浩 司 ㊟

社外監査役 武 藤 仁 一 ㊟

社外監査役 山 田 範 保 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当行は、銀行業の公共性に鑑み、経営の健全性確保の観点から、自己資本比率の動向・業績の動向・経営環境の変化などに留意しつつ、安定的な配当を通じて、株主の皆さまへ総合的な利益還元を行うことを基本方針としております。

この方針の下、平成27年3月期につきましては、市場金利の低下により貸出金収益が減少する中、役務取引等収益の増加や信用コストの減少等により相応の収益を確保できましたが、自己資本の状況も勘案し、期末の剰余金の配当を次のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

普通株式	1株につき金	3.5円	総額	1,396,073,175円
------	--------	------	----	----------------

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

普通株式	平成27年6月26日
------	------------

この結果、中間配当金（普通株式1株につき3.5円）を加えました当期の年間配当金は普通株式1株につき7円となり、昨年よりも1円の増配となります。

なお、当行は、株式会社札幌北洋ホールディングスが平成20年3月期に導入した業績連動配当制度を、同社の吸収合併に伴って承継しております。しかしながら、同制度導入後、リーマン・ショック等によって経営環境が大きく変化したことや、平成21年3月に当行が1,000億円の公的資金の注入を受けたことなどを踏まえ、株式会社札幌北洋ホールディングス時代の平成21年3月期より同制度の適用を中止し、当行は、公的資金の早期返済に向けた自己資本の充実に努めてまいりました。

その結果、当行は、平成26年3月に、予定を大幅に前倒して公的資金を全額返済することができました。さらに平成27年3月期の業績や、今後の収益環境等を総合的に勘案いたしますと、平成28年3月期以降、当行の自己資本比率は、安定的に10%以上を確保することができる水準に達するものと見込まれることから、平成27年5月15日に発表いたしましたように、当行は平成28年3月期より、業績連動配当を再開いたします。なお、従来の業績連動配当制度においては、普通配当金10円に加えて、連結当期純利益が200億円を上回る場合に、その超過額の30%を目途に業績連動配当金をお支払いすることとしておりましたが、業績連動配当の再開にあたって株主の皆さまに対する利益還元を一層強化するため、業績連動配当金をお支払いする連結当期純利益（平成28年3月期より「親会社株主に帰属する当期純利益」となります。）の基準を200億円超から150億円超に変更しております。

第2号議案 取締役14名選任の件

取締役全員（14名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役14名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当行の株式の種類および数
1	よこ うち りゅう ぞう 横内 龍三 (昭和19年7月7日生)	昭和42年4月 日本銀行入行 平成6年12月 同 電算情報局長 平成8年3月 同 人事局長 平成12年10月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 田辺総合法律事務所入所 平成15年6月 株式会社札幌北洋ホールディングス（現 当行）社外監査役 平成16年10月 当行執行役員副頭取 平成17年6月 同 取締役副頭取 平成17年6月 株式会社札幌北洋ホールディングス取締役副社長 平成18年6月 当行取締役頭取 平成18年6月 株式会社札幌北洋ホールディングス取締役社長 平成19年6月 北海道旅客鉄道株式会社社外監査役（現任） 平成24年4月 当行取締役会長（現任） 平成24年4月 株式会社札幌北洋ホールディングス取締役会長 (重要な兼職の状況) 北海道旅客鉄道株式会社 社外監査役	普通株式 94,200株
2	いし い じゅん じ 石井 純二 (昭和26年5月25日生)	昭和50年4月 株式会社北海道拓殖銀行入行 平成10年11月 当行業務推進部管理役 平成11年4月 同 経営管理部企画第二課長 平成15年5月 同 法人推進部長 平成16年4月 同 大通支店長 平成16年6月 同 取締役大通支店長 平成16年6月 株式会社札幌北洋ホールディングス（現 当行）取締役 平成17年4月 当行取締役業務企画部長 平成18年4月 同 常務取締役業務企画部長 平成18年6月 同 常務取締役 平成21年6月 同 常務取締役営業推進統括本部長 平成21年6月 北海道電力株式会社社外監査役 平成22年6月 当行取締役副頭取 平成22年6月 株式会社札幌北洋ホールディングス取締役副社長 平成24年4月 当行取締役頭取（現任） 平成24年4月 株式会社札幌北洋ホールディングス取締役社長	普通株式 99,700株

候補者の 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当行における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当行 の株式の種類 および数
3	しば た りゅう 柴 田 龍 (昭和32年1月25日生)	昭和56年4月 株式会社北洋相互銀行(現 当行) 入行 平成10年11月 同 融資第一部管理役 平成12年6月 同 融資第一部審査課長 平成14年7月 同 リスク管理室長 平成16年4月 同 経営管理部長 平成16年6月 同 取締役経営管理部長 平成16年6月 株式会社札幌北洋ホールディング ス(現 当行) 取締役 平成18年4月 当行常務取締役経営管理部長 平成21年6月 同 常務取締役 平成22年6月 同 取締役副頭取(現任) 平成22年6月 株式会社札幌北洋ホールディング ス取締役副社長	普通株式 83,500株
4	せき かわ みね き 関 川 峰 希 (昭和33年7月27日生)	昭和57年4月 株式会社北海道相互銀行(現 当 行) 入行 平成14年6月 同 企画部長 平成15年1月 同 管理統括本部担当部長 平成16年6月 同 取締役管理統括本部担当部長 平成16年6月 株式会社札幌北洋ホールディング ス(現 当行) 取締役 平成17年6月 株式会社札幌銀行(現 当行) 取締 役管理統括本部長 平成18年6月 同 常務取締役管理統括本部長 平成19年6月 同 専務取締役管理統括本部長 平成20年10月 当行常務取締役(現任)	普通株式 30,200株
5	あら い さとる 荒 井 覚 (昭和33年1月23日生)	昭和55年4月 株式会社北洋相互銀行(現 当行) 入行 平成12年6月 同 経営管理部広報課長 平成15年5月 同 経営管理部企画第一課長 平成16年2月 同 経営管理部企画課長 平成16年4月 同 リスク管理室長 平成20年10月 同 資金証券部長 平成23年6月 同 取締役経営管理部長 平成24年10月 同 取締役リスク統括部長 平成25年6月 同 常務取締役(現任)	普通株式 17,100株

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当行の株式の種類および数
6	ふじ い ふみ よ 藤井文世 (昭和29年8月20日生)	昭和54年4月 株式会社北海道拓殖銀行入行 平成10年11月 当行人事部管理役 平成11年7月 同 人事部人事管理課長 平成13年2月 同 東京支店副支店長 平成15年5月 同 留萌支店長 平成17年4月 同 融資第一部管理役 平成18年9月 同 経営管理部担当部長 平成21年6月 同 営業推進統括部担当部長 平成22年6月 同 執行役員営業推進統括部長 平成23年6月 同 取締役 平成23年6月 株式会社札幌北洋ホールディングス(現 当行) 取締役事務局長 平成24年10月 当行取締役経営企画部長 平成26年6月 同 常務取締役(現任)	普通株式 20,100株
7	おお み ひで ひこ 近江秀彦 (昭和33年4月2日生)	昭和56年4月 株式会社北海道拓殖銀行入行 平成10年11月 当行入行 平成14年10月 同 札幌東支店長 平成16年4月 同 経営管理部広報課長 平成17年4月 同 人事部副部長 平成19年7月 同 公務金融部調査役(北海道洞爺湖サミット道民会議出向) 平成20年8月 同 本店営業部融資部長 平成20年11月 同 本店営業部法人部長 平成23年6月 同 常務執行役員東京支店長 平成25年6月 同 常務執行役員本店営業部本店長 平成26年6月 同 取締役本店営業部本店長 平成27年4月 同 常務取締役(現任)	普通株式 12,600株
※ 8	きこ だ とし たか 迫田敏高 (昭和31年4月17日生)	昭和55年4月 日本銀行入行 平成10年5月 同 経営企画室経理課長 平成14年6月 同 高知支店長 平成16年5月 同 人事局参事役 平成16年7月 同 総務人事局参事役 平成18年1月 同 広島支店長 平成20年7月 同 金融機構局審議役 平成23年5月 同 政策委員会室秘書役 平成25年6月 当行常務執行役員 平成26年6月 同 常務執行役員国際部長(現任)	普通株式 1,400株

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当行の株式の種類および数
9	ひがし はら さち お生 東原幸生 (昭和34年3月12日生)	昭和57年4月 株式会社北洋相互銀行(現 当行) 入行 平成18年1月 同 西線支店長 平成20年10月 同 札幌南支店長 平成22年6月 同 システム部担当部長 平成23年6月 同 システム部長 平成24年6月 同 執行役員函館中央支店長 平成26年6月 同 取締役事業戦略部長(現任)	普通株式 13,000株
10	なが の みのる 長野実 (昭和34年11月16日生)	昭和57年4月 株式会社北海道拓殖銀行入行 平成10年11月 当行入行 平成17年6月 同 経営管理部企画課長 平成21年4月 同 経営管理部副部長兼企画第一課長 平成21年6月 同 経営管理部長 平成23年1月 同 経営管理部長兼企画第二課長 平成23年6月 同 執行役員営業推進統括部長 平成24年6月 同 執行役員旭川中央支店長 平成26年6月 同 取締役旭川中央支店長 平成27年4月 同 取締役本店営業部本店長(現任)	普通株式 8,300株
11	やす だ みつ はる 安田光春 (昭和34年10月5日生)	昭和58年4月 株式会社北洋相互銀行(現 当行) 入行 平成16年4月 同 経営管理部企画課長 平成17年4月 同 宮の沢支店長 平成19年8月 同 人事部調査役(石屋製菓㈱出向) 平成21年4月 同 融資第一部副部長 平成23年6月 同 融資第一部担当部長兼与信企画室長 平成25年6月 同 執行役員融資第一部長 平成26年6月 同 取締役経営企画部長(現任)	普通株式 13,000株
12	ま すぎ えい いち 馬杉榮一 (昭和21年2月23日生)	昭和47年4月 弁護士登録・開業 昭和56年4月 札幌弁護士会副会長 平成3年4月 札幌弁護士会民事介入暴力対策委員会委員長 平成4年4月 札幌簡易裁判所民事調停委員 平成18年11月 全国倒産処理弁護士ネットワーク理事長 平成21年4月 北海道大学法科大学院非常勤講師 平成21年7月 北海道知的財産戦略本部幹事 平成22年6月 株式会社札幌北洋ホールディングス(現 当行) 社外取締役 平成24年10月 当行社外取締役(現任)	一株

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当行の株式の種類および数
※13	はやし 林 美香子 (昭和28年4月12日生)	昭和51年4月 札幌テレビ放送株式会社入社 昭和60年1月 フリーキャスターとして活動開始、現在に至る 平成20年4月 慶應義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科特別研究教授 平成20年6月 ホクレン農業協同組合連合会 員外監事 平成23年4月 慶應義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科特任教授 (現任) 平成24年1月 北海道大学大学院農学研究院客員教授 (現任)	一株
※14	うぼがい 祖母井 里重子 (昭和35年4月20日生)	平成8年4月 弁護士登録・祖母井法律事務所開設 平成11年11月 北石狩公平委員会委員 (現任) 平成14年4月 北海道住宅供給公社非常勤理事 平成15年11月 廣岡・祖母井法律事務所開設 平成16年4月 北海道教育大学経営協議会委員 (現任) 平成16年10月 北海道住宅供給公社監事 (現任) 平成19年7月 北海道公安委員会委員 (現任)	一株

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。
3. 横内龍三氏は、平成27年6月18日開催予定の北海道旅客鉄道株式会社の株主総会終結の時をもって、同社社外監査役を退任予定であります。
4. 石井純二氏は、平成27年6月18日開催予定の北海道旅客鉄道株式会社の株主総会において、同社社外監査役に選任される予定であります。
5. 現に当行の取締役である候補者の当行における担当につきましては、招集ご通知16頁から17頁に記載のとおりであります。
6. 馬杉榮一氏と当行との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当行は同氏との間の当該契約を継続する予定であります。また、林 美香子氏および祖母井里重子氏の選任が承認された場合には、当行は両氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。
- 責任限定契約の概要は以下のとおりであります。
- ・社外取締役として任務を怠ったことにより当行に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がない場合には、次の限度額を限度としてその責任を負う。
 - ・当該賠償責任限度額は、「2,000万円または法令の定める額(会社法第425条第1項に定める最低責任限度額)のうちいずれか高い額」とする。

7. 社外取締役候補者に関する会社法施行規則第74条第4項に定める事項

- ① 馬杉榮一氏、林 美香子氏および祖母井里重子氏は、社外取締役候補者であります。
- ② 馬杉榮一氏は、弁護士として長年にわたり第一線で活躍されており、また、札幌弁護士会をはじめ諸団体の要職を歴任されております。同氏には、現在、社外取締役として、その豊富な経験と専門的知識を活かし、当行の取締役会等において経営陣から独立した立場で、経営の健全性の確保およびガバナンスの強化に向けた建設的な議論に大いに貢献していただいております。当行は、同氏には引き続き同様の貢献をしていただけると判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
- ③ 林 美香子氏は、農業や地域再生を専門分野とし、慶應義塾大学大学院の特任教授および北海道大学大学院の客員教授を務める一方、フリーキャスターとしても活躍されております。その多様な経験と専門的知識を活かし、当行の取締役会等において経営陣から独立した立場で、当行の基盤である北海道経済の持続的成長および女性の活躍促進などに向けた建設的な議論に大いに貢献していただけると判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
- ④ 祖母井里重子氏は、弁護士として第一線で活躍されており、また、諸団体の要職を歴任されております。その豊富な経験と専門的知識を活かし、当行の取締役会等において経営陣から独立した立場で、経営の健全性の確保および女性の活躍促進などに向けた建設的な議論に大いに貢献していただけると判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
- ⑤ 馬杉榮一氏、林 美香子氏、祖母井里重子氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
- ⑥ 馬杉榮一氏は、証券取引所の独立性基準に関して当行が定める具体的判断基準(以下「独立性判断基準」といいます。)に照らし、業務執行を行う経営陣からの独立性を有していることから、同氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2および札幌証券取引所の企業行動規範に関する規則第5条の2に定める独立役員として指定しておりますが、同氏の再任が承認された場合、指定を継続する予定であります。
また、林 美香子氏および祖母井里重子氏も、独立性判断基準に照らし、業務執行を行う経営陣からの独立性を有していることから、両氏の選任が承認された場合には、両氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2および札幌証券取引所の企業行動規範に関する規則第5条の2に定める独立役員として指定する予定であります。
- ⑦ 馬杉榮一氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって2年9月となります。

<ご参考> 独立性判断基準

東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に基づく独立役員の独立性要件（有価証券上場規程施行規則第211条第4項第5号および第226条第4項第5号ならびに上場管理等に関するガイドラインⅢ5.（3）の2）に係る当行の具体的判断基準

1. 当行を「主要な取引先とする者」の判断基準

現時点（注1）において、次のaからcまでのいずれかに該当する先とする。

- a. 当行の融資メインシェア先で、かつ債務者区分が要管理先であるなど当行以外の金融機関からの調達が困難であると考えられる先
- b. 当行グループとの取引による売上高が総売上高の10%以上を占めている先
- c. 当行グループによって、10%以上の議決権を保有されている先
（注1）過去1年間に一度でも該当した場合は、「現時点」で該当していると判断する。

2. 当行の「主要な取引先」の判断基準

現時点（注1）において、次のaからcまでのいずれかに該当する先とする。

- a. 当行グループからの借入残高合計が当行グループの融資残高の2%以上を占めている先
但し、地方公共団体を除く
- b. 当行の10%以上の議決権を保有している先
- c. 当行グループが負っている負債総額が、連結の負債総額の10%以上を占めている先

3. 当行から「役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている」者の判断基準

現時点（注1）において、当行グループから得ている役員報酬以外に金銭その他の財産の合計金額が年間100万円以上の者とする。

4. 当行の「主要株主」の判断基準

現時点（注1）において、自己または他人の名義をもって当行の10%以上の議決権を保有している先

5. 「業務執行者等」に含まれる「過去に業務執行者であった者」の判断基準

過去5年以内に、次のaからfに該当していたかにより判断する。

なお、過去5年よりも前にこれらに該当していた場合は、実質的にみて当行からの独立性に問題がないと判断できる場合に限り、「過去に業務執行者であった者」に該当しないものとする。

- a. 当行の現時点における親会社または兄弟会社の業務執行者であったことがある
- b. 現時点における当行を主要な取引先とする者またはその業務執行者であったことがある
- c. 現時点における当行の主要な取引先または業務執行者であったことがある
- d. 当行から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ていたことがある、若しくは現時点において得ている法人、組合等に所属していたことがある
- e. 現時点における当行の主要な株主またはその業務執行者であったことがある
- f. 現時点における当行またはその子会社の業務執行者であったことがある

なお、具体的な定義は上記1～4のとおりとする。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会の終結の時をもって監査役嵐田 昇氏が辞任されますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

候補者は、監査役嵐田 昇氏の補欠として選任をお願いするものであり、その任期は、当行定款の定めにより、辞任される監査役嵐田 昇氏の任期の満了する時までとなります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当行 の株式の種類 および数
※ たちかわ ひろし 立川 宏 (昭和28年4月4日生)	昭和51年4月 北海道庁入庁 平成13年4月 同 総務部秘書課長 平成15年4月 同 総務部次長 平成18年4月 同 総務部財政局長 平成19年4月 同 東京事務所長 平成22年5月 同 総務部長 平成25年4月 北海道教育委員会教育長	一株

(注) 1. ※は新任の監査役候補者であります。

2. 候補者と当行の間には、現在、特別の利害関係はありません。

3. 社外監査役候補者に関する会社法施行規則第76条第4項に定める事項

① 立川 宏氏は、社外監査役候補者であります。

② 立川 宏氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、北海道庁幹部や北海道教育委員会教育長を歴任されております。こうした行政および教育分野での豊富な経験と識見を活かし、独立した立場で、的確かつ公正な監査を行っていただけると判断し、社外監査役としての選任をお願いするものであります。また、同氏は、招集ご通知51頁に記載の独立性判断基準に照らし、業務執行を行う経営陣からの独立性を有していることから、同氏の選任が承認された場合には、同氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2および札幌証券取引所の企業行動規範に関する規則第5条の2に定める独立役員として指定する予定であります。なお、同氏は北海道庁の出身であり、当行と北海道の間では指定金融機関としての取引および預金や貸出金等の取引がございますが、取引の性質および独立性判断基準に照らし、同氏の独立性に疑問を抱かせるようなものではありません。

第4号議案 取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の上限額および具体的な内容決定の件

当行取締役の報酬等の額は、平成24年6月26日をもって決議があったものとみなされる第156期定時株主総会において、年額340百万円以内と決定され、今日に至っておりますが、当該報酬等の額とは別枠にて、当行取締役（社外取締役を除きます。）に対し、ストック・オプションとして、新株予約権を年額100百万円以内の範囲で割り当てることにつき、ご承認をお願いするものであります。

ストック・オプションの付与については、新株予約権の割当てを受けた取締役に対し払込金額と同額の金銭報酬を付与し、当該報酬債権と当該新株予約権の払込金額とを相殺することにより新株予約権を取得させるものであります。ストック・オプションとしての報酬額は、新株予約権の割当日において算出した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

本議案におけるストック・オプションは、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とする「株式報酬型ストック・オプション」であり、当行における取締役の業務執行の状況、貢献度、固定金銭報酬とのバランス等諸般の事情を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

なお、現在の社外取締役を除く取締役の員数は12名であります。第2号議案（取締役14名選任の件）が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時から11名となります。

1. 株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）を導入する理由

当行は、リーマン・ショックによる経済環境の悪化の中でも中小企業に対する金融仲介機能を十分に発揮できるよう、平成21年3月、1,000億円の公的資金の注入を受けました。それ以降、当行は、役員賞与の支給を見送り、平成22年5月には、役員の退職慰労金制度も廃止いたしました。

平成26年3月、当行は、公的資金を完済いたしましたので、このたび、役員報酬制度を見直すことといたしました。そして、社外取締役を除く取締役の報酬と株価の連動性を高めることにより、株価変動のメリットを株主の皆さまと共有し、中長期的な株価上昇と企業価値向上への貢献意欲を高めることが適切と考え、株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）を導入することとしたものです。

2. 株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の内容

(1) 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の数は6,000個を上限とする。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1個当たり100株とする。

ただし、当行が普通株式につき、株式分割（当行普通株式の無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、その他付与株式数を調整することが適切な場合には、合理的な範囲内で調整することができるものとする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、ブラック・ショールズ・モデルに基づいて算出される新株予約権の公正価額を基準として、新株予約権の割当てに際して取締役会において定める額とする。

なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて、当行に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内で、取締役会が定める期間とする。

(6) 新株予約権の行使条件

新株予約権者は、上記(5)の期間内において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間（ただし、新株予約権者が地位喪失の翌日から10日を経過する日までの間に死亡した場合および死亡によって地位を喪失した場合で、新株予約権者の相続人が権利行使をするときは、死亡した日の翌日から6ヶ月を経過する日までの間）に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。その他の新株予約権の行使条件については、新株予約権の募集要項を決定する当行取締役会において定めるものとする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要するものとする。

(8) その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集要項を決定する当行取締役会において定めるものとする。

第5号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 当行は、平成26年3月27日に、それまで株式会社整理回収機構にお引受けいただいております、公的資金に係る第1種優先株式（以下、「優先株式」といいます。）に関して、発行済みの全優先株式を自己株式として取得・消却し、公的資金を完済いたしました。

現時点では、今後、当行が優先株式を発行する予定はないことから、優先株式に関連する定款第5条、第7条、第2章の2（第12条の2）、第20条および「別紙 第1種優先株式の内容」を削除ないし変更（優先株式に関する文言の削除）するものであります。

(2) 第4号議案のとおり、当行は、当行取締役（社外取締役を除きます。）に対し、株式報酬型ストック・オプションとして、新株予約権を割り当てたいと考えておりますが、それに伴い、株式取扱規則に、新株予約権の取扱いに関する規定を設けます。ついては、株式取扱規則にかかる規定を設けることができるよう、定款第11条を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部は変更部分）

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>（発行可能株式総数）</p> <p>第5条 当銀行の発行可能株式総数は、14億5,000万株とし、<u>普通株式の発行可能種類株式総数は14億5,000万株、第1種優先株式の発行可能種類株式総数は14億5,000万株とする。</u></p> <p>（単元株式数）</p> <p>第7条 当銀行の<u>普通株式および第1種優先株式の単元株式数は、いずれも100株とする。</u></p> <p>（株式取扱規則）</p> <p>第11条 当銀行の株主権の行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>（発行可能株式総数）</p> <p>第5条 当銀行の発行可能株式総数は、14億5,000万株とする。</p> <p>（単元株式数）</p> <p>第7条 当銀行の単元株式数は、100株とする。</p> <p>（株式取扱規則）</p> <p>第11条 当銀行の株主権の行使の手続きその他株式<u>および新株予約権</u>に関する取扱いは、法令または定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p align="center">第2章の2 優先株式</p>	<p align="center">(削 る)</p>
<p><u>(第1種優先株式)</u></p>	
<p><u>第12条の2 第1種優先株式の内容は、添付別紙のとおりとする。</u></p>	<p align="center">(削 る)</p>
<p align="center">第3章 株 主 総 会</p>	<p align="center">第3章 株 主 総 会</p>
<p><u>(種類株主総会)</u></p>	
<p><u>第20条 第14条、第15条、第16条、第17条第1項、第18条および第19条の規定は種類株主総会にこれを準用する。</u></p>	<p>第20条 削除</p>
<p><u>② 第12条第1項の規定は定時株主総会と同時に種類株主総会が開催される場合には、これを準用する。</u></p>	
<p><u>③ 会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>	
<p>別紙 第1種優先株式の内容</p>	
<p>(変更前の定款別紙の内容は本書別紙「第1種優先株式の内容」とおり)</p>	<p align="center">(削 る)</p>

別紙

(変更前の内容)

第1種優先株式の内容

1. 第1種優先配当金

(1) 第1種優先配当金

当銀行は、この定款第51条に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第1種優先株式を有する株主（以下「第1種優先株主」という。）または第1種優先株式の登録株式質権者（以下「第1種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第1種優先株式1株につき、第1種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第1種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記(2)に定める配当年率（以下「第1種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）（以下「第1種優先配当金」という。）の配当をする。ただし、当該基準日の属する事業年度において第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して第2項に定める第1種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(2) 第1種優先配当年率

各事業年度に係る第1種優先配当年率は、以下の算式により計算される年率とする。

第1種優先配当年率＝日本円TIBOR（12ヶ月物）＋1.00%

なお、第1種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、毎年4月1日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の銀行営業日）（以下「第1種優先配当年率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、第1種優先配当年率決定日において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オフアード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（BBA）によって公表される数値を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いるものとする。

ただし、上記の算式の結果が8%を超える場合には、第1種優先配当年率は8%とする。

- (3) 非累積条項
ある事業年度において第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額が第1種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
 - (4) 非参加条項
第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対しては、第1種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロもしくは第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。
2. 第1種優先中間配当金
当銀行は、この定款第52条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第1種優先株式1株につき、第1種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下「第1種優先中間配当金」という。）を支払う。
 3. 残余財産の分配
 - (1) 残余財産の分配
当銀行は、残余財産を分配するときは、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第1種優先株式1株につき、第1種優先先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第1種優先先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記(3)に定める経過第1種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。
 - (2) 非参加条項
第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。
 - (3) 経過第1種優先配当金相当額
第1種優先先株式1株当たりの経過第1種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に第1種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度において第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して第1種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。
 4. 議決権
第1種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第1種優先株主は、定時株主総会に第1種優先配当金の額全部（第1種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、第1種優先配当金の額全部（第1種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、第1種優先配当金の額全部（第1種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。
 5. 普通株式を対価とする取得請求権
 - (1) 取得請求権
第1種優先株主は、下記(2)に定める取得を請求することができる期間中、当銀行に対して、自己の有する第1種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があつ

た場合、当銀行は、第1種優先株主がかかる取得の請求をした第1種優先株式を取得するのと引換えに、下記(3)に定める財産を当該第1種優先株主に対して交付するものとする。

- (2) 取得を請求することができる期間

平成25年1月1日から平成36年3月31日まで（以下「取得請求期間」という。）とする。

- (3) 取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、第1種優先株式の取得と引換えに、第1種優先株主が取得の請求をした第1種優先株式数に第1種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第1種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記(4)ないし(8)に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第1種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

- (4) 当初取得価額

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日（取得請求期間の初日を含まず、株式会社東京証券取引所（当銀行の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所）における当銀行の普通株式の終値（気配表示を含む。以下「終値」という。）が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記(7)に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

- (5) 取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の直近の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記(7)に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記(8)に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

- (6) 上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

- (7) 下限取得価額

当銀行と株式会社札幌北洋ホールディングス（以下「札幌北洋ホールディングス」という。）との間の当銀行を存続会社とする合併（以下「本件合併」という。）の効力発生日における、次に定める算式により求められる価格（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）を「下限取得価額」という（ただし、下記(8)による調整を受ける。）。

$$\text{下限取得価額} = \frac{K \times A1 \times h1}{A2 \times B1}$$

上記算式において、以下の各記号はそれぞれ以下に定める意味を有する。

K 本件合併の効力発生前の第1種優先株式の下限取得価額

A1 本件合併の効力発生前の銀行既発行普通株式数

A2 本件合併の効力発生直後の銀行既発行普通株式数

B1 本件合併の効力発生前の修正純資産比率

h1 本件合併の効力発生前の保有比率

イ. 上記算式に使用する「本件合併の効力発生前の第1種優先株式の下限取得価額」は、本件合併の効力発生前において適用される第1種優先株式の下限取得価額とする。

ロ. 上記算式に使用する「本件合併の効力発生前の銀行既発行普通株式数」は、本件合併の効力発生前における当銀行の発行済普通株式数（自己株式を除く。以下同じ。）とする。

ハ. 上記算式に使用する「本件合併の効力発生直後の銀行既発行普通株式数」は、本件合併の効力発生直後における当銀行の発行済普通株式数（自己株式を除く。以下同じ。）とする。

ニ. 上記算式に使用する「本件合併の効力発生前の修正純資産比率」は、次に定める算式により求められる比率をいう。

$$\frac{\text{本件合併の効力発生直前の修正純資産比率}}{\text{本件合併の効力発生直前のHD修正純資産額}} = \frac{\text{本件合併の効力発生直前の銀行以外子会社の純資産額}}{\text{本件合併の効力発生直前のHD修正純資産額}}$$

- (i) 「本件合併の効力発生直前のHD修正純資産額」とは、本件合併の効力発生日の直近の札幌北洋ホールディングスの連結貸借対照表（札幌北洋ホールディングスが金融商品取引法第24条第1項の規定に基づき提出した有価証券報告書に含まれる連結貸借対照表または同法第24条の4の7第1項に基づき提出した四半期報告書に含まれる四半期連結貸借対照表とする。以下同じ。）に記載された純資産の部の合計額から当該札幌北洋ホールディングスの連結貸借対照表に記載された少数株主持分の額を控除した額をいう。
- (ii) 「本件合併の効力発生直前の銀行以外子会社の純資産額」とは、上記の札幌北洋ホールディングスの連結貸借対照表に記載される有価証券報告書の「第一部 企業情報 第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載された札幌北洋ホールディングスの子会社の「資本金又は出資金」に「議決権の所有割合」を乗じた金額を、当銀行以外について合計した金額とする（四半期報告書の場合は、その直前に提出された有価証券報告書の記載内容に当該四半期報告書まで（当該四半期報告書を含む。）の四半期報告書に記載された関係会社の異動を勘案して、上記に準じて計算する。）。ただし、上記子会社のうちで、有価証券報告書の当該箇所に主要な損益情報等の開示がなされている子会社は、上記「資本金又は出資金」に替えて当該主要な損益情報等の中の「純資産額」を使用するものとする。
- また、上記の連結貸借対照表の公表後本件合併の効力発生までの間に、上記の銀行以外子会社の純資産額の算出に使用される札幌北洋ホールディングスの子会社の資本金の額、出資金の額もしくは純資産額（以下「当銀行以外の子会社の資本金等」という。）の変動（札幌北洋ホールディングスの出資が伴わない場合も含む。）または議決権の所有割合の変動が臨時報告書等の法定の開示書類によって公表された場合は、「本件合併の効力発生直前の銀行以外子会社の純資産額」は、上記の銀行以外子会社の純資産額の計算に当該変動を反映させて再計算した額とする。
- ホ、上記算式に使用する「本件合併の効力発生直前の保有比率」は、本件合併の効力発生直前の札幌北洋ホールディングスが保有する当銀行の普通株式数を、本件合併の効力発生直前の当銀行の発行済普通株式数（自己株式を除く。）で除した比率をいう。

(8) 取得価額の調整

- イ、第1種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \frac{\text{調整前取得価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}} \right)}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数}}{\text{時価}}}$$

- (i) 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(8)において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。）、または当銀行の普通株式の交付と引換えに当銀行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）調整後取得価額は、払込期日（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。
- (ii) 株式の分割をする場合
調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当銀行の自己株式である普通株式に係り増加する普通株式数を除く。）が交付さ

れたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

- (iii) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記ニ、に定義する意味を有する。以下、本(iii)、下記(iv)および(v)ならびに下記ハ、(iv)において同じ。）をもって当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）
調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。
上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。
- (iv) 当銀行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ、またはロ、と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合
調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。
なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。
- (a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われていない場合
調整係数は1とする。
- (b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(5)による取得価額の修正が行われている場合
調整係数は1とする。
ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(iii)または本(iv)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。
- (c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(5)による取得価額の修正が行われていない場合
調整係数は、上記(iii)または本(iv)による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。
- (v) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合
調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(iii)または(iv)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ、に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(v)による調整は行わない。

- (vi) 株式の併合をする場合
調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少した普通株式数（効力発生日における当銀行の自己株式である普通株式に係り減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。
 - ロ. 上記イ. (i)ないし(vi)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。
 - ハ. (i) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本(8)に準じて調整する。
 - (ii) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
 - (iii) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ. (i)ないし(iii)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当銀行の発行済普通株式数（自己株式である普通株式数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記イ. およびロ. に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式数であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記イ. (iv)(b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ. (iv)(b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ. (iii)または(iv)に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。
 - (iv) 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ. (i)の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込みの場合には適正な評価額）、上記イ. (ii)および(vi)の場合には0円、上記イ. (iii)ないし(v)の場合には価額（ただし、(iv)の場合は修正価額）とする。
 - ニ. 上記イ. (iii)ないし(v)および上記ハ. (iv)において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。
 - ホ. 上記イ. (v)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ. (iii)に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
 - ヘ. 上記イ. (i)ないし(iii)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当銀行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ. (i)ないし(iii)の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
 - ト. 取得価額調整式により算出された上記イ. 柱書第2文を適用する前の調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額（ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切り捨てる。）を使用する。
- (9) 合理的な措置
上記(4)ないし(8)に定める取得価額（第7項(2)に定める一斉取得価額を含む。以下、本(9)において同じ。）は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当銀行の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

- (10) 取得請求受付場所
東京都中央区八重洲一丁目2番1号
みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
 - (11) 取得請求の効力発生
取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記(10)に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。
6. 金銭を対価とする取得条項
- (1) 金銭を対価とする取得条項
当銀行は、平成31年4月1日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、第1種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当銀行は、かかる第1種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を第1種優先株主に対して交付するものとする。なお、第1種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も第5項(1)に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。
 - (2) 取得と引換えに交付すべき財産
当銀行は、第1種優先株式の取得と引換えに、第1種優先株式1株につき、第1種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第1種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過第1種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本(2)においては、第3項(3)に定める経過第1種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過第1種優先配当金相当額を計算する。
7. 普通株式を対価とする取得条項
- (1) 普通株式を対価とする取得条項
当銀行は、取得請求期間の末日までに当銀行に取得されていない第1種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当銀行は、かかる第1種優先株式を取得するのと引換えに、各第1種優先株主に対し、その有する第1種優先株式数に第1種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第1種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記(2)に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。第1種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。
 - (2) 一斉取得価額
一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の毎日の終値の平均値（終値が算出されない日を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。
8. 株式の分割または併合および株式無償割当て
- (1) 分割または併合
当銀行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式および第1種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。
 - (2) 株式無償割当て
当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式および第1種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。
9. 法令変更等
法令の変更等に伴い本別紙の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当銀行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

以上

電子投票（インターネット等による議決権行使）について

1. 電子投票について

- 1) 書面による議決権行使に代えて、当行の指定する次の議決権行使ウェブサイトにて議決権を行使可能です。ご希望の方は、本書同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインしていただき、画面の案内にしたがってご行使ください。なお、初ログインの際にパスワードを変更いただきます。

<http://www.it-soukai.com>

- 2) 投票期限は平成27年6月24日（水曜日）午後5時00分です。期限時刻までに議決権のご行使を完了する必要があります。
- 3) インターネット接続にかかる費用は、株主さまのご負担となります。

（ご注意）

- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。パスワードについて当行よりお尋ねすることはございません。また、お電話によるご照会には、一切お答えできません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合もございます。また、携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。

2. セキュリティについて

行使された情報が改竄・盗聴されないよう暗号化（SSL128bit）技術を使用しておりますので、安心してご利用いただけます。

3. お問い合わせ先について

ご不明な点は、当行の株主名簿管理人であるくみずほ信託銀行 証券代行部（以下）までお問い合わせください。

- 1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-768-524**（平日 9：00～21：00）
- 2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-288-324**（平日 9：00～17：00）

（ご参考）

〔機関投資家向け〕議決権電子行使プラットフォームについて

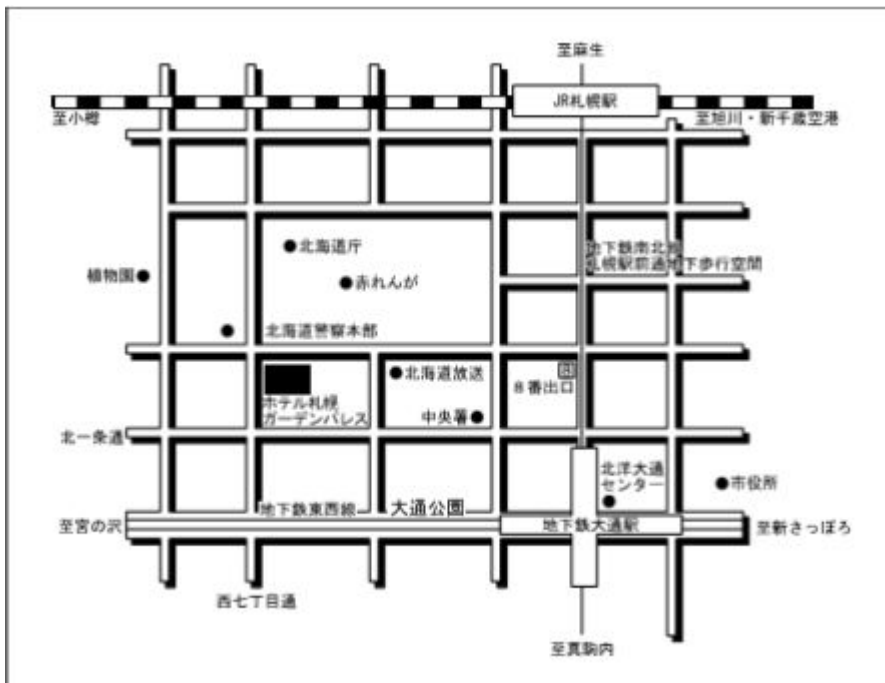
管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社 I C J が運営する〔機関投資家向け〕議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

第159期定時株主総会会場のご案内

会 場 札幌市中央区北1条西6丁目3番1号（道庁南側）
ホテル札幌ガーデンパレス 2階 「鳳凰」

交通のご案内 J R 札幌駅から徒歩7分
地下鉄 大通駅から徒歩5分
札幌駅前通地下歩行空間 8番出口から徒歩3分

<会場付近地図>



お願い：駐車場の用意はいたしていませんので、お車でのご来場は
ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。